

指定管理者制度の概要について

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減等を図ることを目的としている。

具体的には、公の施設の管理に民間事業者等が自ら有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の節減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者等の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できる。

例【市のホームページ】



【指定管理者のホームページ】



【補足：公の施設とは】

地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスであって、地方公共団体が設置する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のこと。住民の利用に供することを目的としないもの、あるいは利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでない試験研究所、留置場、競輪場、競馬場などは、該当しない。

白井市の公の施設の例

主な施設
文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館、市民プール
公民館、学習等供用施設、青少年女性センター
総合保健センター、地域福祉センター、保育園、児童館、
障害者地域活動支援センター、こども発達センター、障害者支援センター、
老人福祉センター、高齢者就労指導センター、老人憩いの家、福祉作業所
白井コミュニティセンター、公民センター、街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園

2 白井市指定管理者選定審査会とは

(1) 設置目的

白井市指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、公正を確保するため設置された附属機関です。

(2) 所掌事務

選定審査会は、市長の諮問に依りて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申します。また、公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べるすることができます。

(3) 委員

選定審査会の委員は、学識経験者、公の施設の管理に関する附属機関の代表者、市民、市副市長の6名によって組織されています。

学識経験者の委員については、指定管理者制度や経営に関する制度に精通した方、税務、会計、労務など実務に精通した方に依頼しています。

公の施設の管理に関する附属機関の代表者の委員については、公民館における事業の企画、実施に関する事項について調査審議する生涯学習推進委員会の委員に依頼するとともに、市民委員については、公募により選考しています。

なお、委員の任期は3年間で、任期中は白井市の非常勤特別職となります。

(4) 会議

選定審査会の運営に際しては、会長及び副会長の役職を置き、委員の互選によって定めます。会長は選定審査会を代表し、副会長は会長を補佐します。

また、選定審査会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定します。

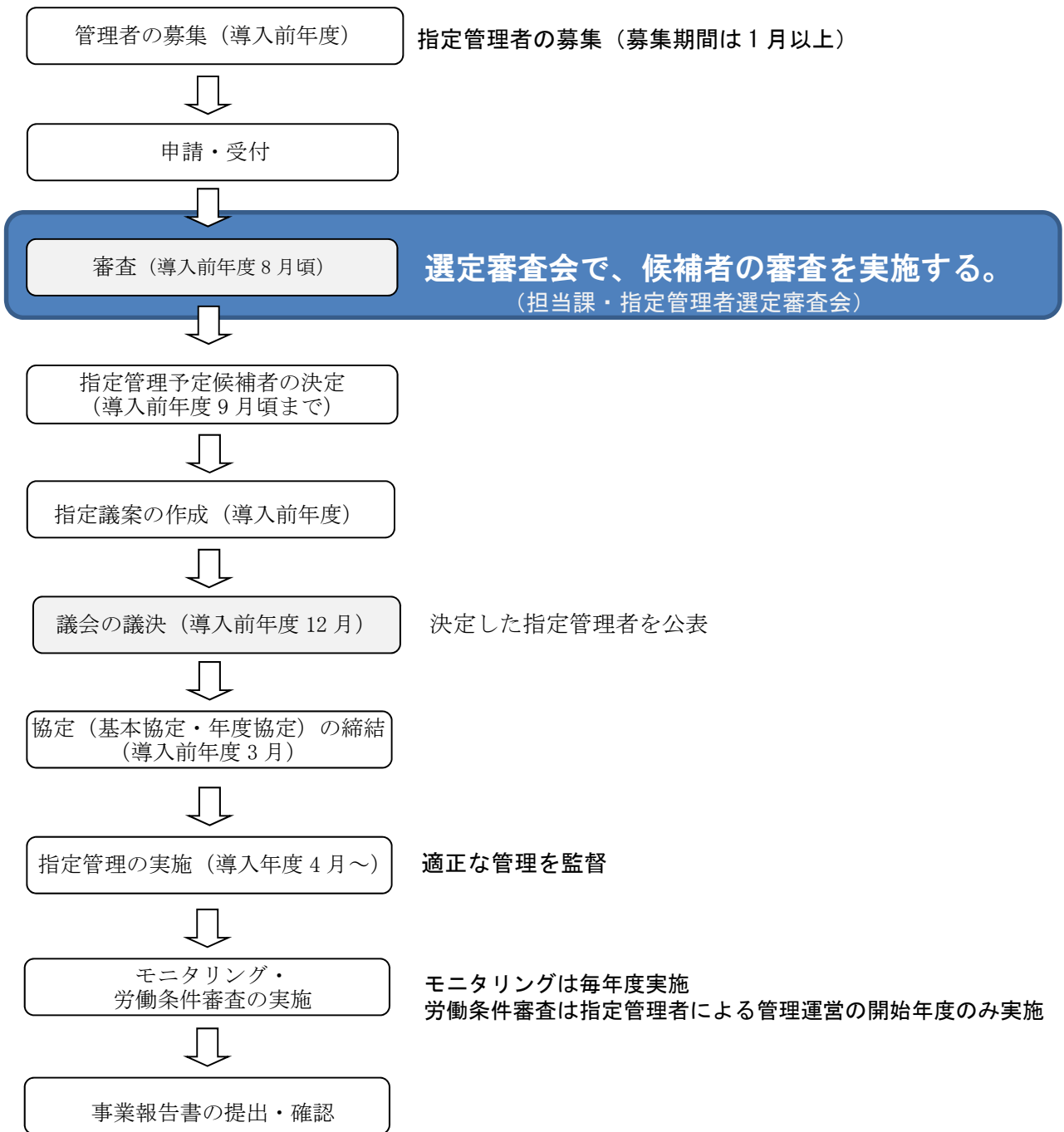
会議は、原則公開しますが、審査に関する会議は非公開とし、必要に依りて、委員以外の出席を求め意見及び説明を聴くことができます。

また、審査にあたり、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者が経営や運営にかかわる団体の審査に加わることができません。なお、この決定は会議に諮った上で決定されます。

(5) 守秘義務

委員は職務上知り得た秘密を漏らすことを禁止されています。委員の任期を終えた後も同様です。

3 指定管理者制度に関する業務の流れ（例）



公の施設の指定管理者制度導入状況

H30. 4. 1 現在

番号	施設の名称	指定管理者	期間	
1	福祉センター (3) ・ 老人福祉センター ・ 青少年女性センター ・ 福祉作業所	(福) 白井市社会福祉協議会 会長 松本 千代子	(H18. 9. 1) H28. 4. 1～ H33. 3. 31	5 年
2	地域福祉センター	(福) 白井市社会福祉協議会 会長 松本 千代子	(H18. 4. 1) H26. 4. 1～ H31. 3. 31	5 年
3	高齢者就労指導センター	(社) 白井市シルバー人材センター 理事長 安藤 俊和	(H18. 4. 1) H27. 4. 1～ H32. 3. 31	5 年
4	白井市民プール	(株) 協栄 千葉支店 支店長 朝武 孝雄	(H18. 4. 1) H29. 4. 1～ H34. 3. 31	5 年
5	白井駅前センター (3) ・ 白井駅前公民館 ・ 白井駅前児童館 ・ 白井駅前老人憩いの家	(特) ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	(H21. 4. 1) H29. 4. 1～ H32. 3. 31	3 年
6	白井運動公園	三幸 (株) 代表取締役 橋本 有史	(H21. 4. 1) H26. 4. 1～ H31. 3. 31	5 年
7	西白井複合センター (3) ・ 西白井公民館 ・ 西白井児童館 ・ 西白井老人憩いの家	(特) ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	(H22. 4. 1) H28. 4. 1～ H31. 3. 31	3 年
8	桜台センター (2) ・ 桜台公民館 ・ 桜台児童館	(合) しろい光夢辿 代表社員 山崎 雅由	(H22. 4. 1) H28. 4. 1～ H31. 3. 31	3 年
9	障害者支援センター	(福) フラット 会長 林 晃弘	(H22. 4. 1) H30. 4. 1～ H35. 3. 31	5 年
10	白井コミュニティセンター 白井児童館	(合) しろい光夢辿 代表社員 山崎 雅由	(H23. 6. 1) H29. 4. 1～ H32. 3. 31	3 年
11	学習等供用施設	(特) 富士センター運営協議会 理事長 富沢 賢司	(H29. 4. 1) H29. 4. 1～ H32. 3. 31	3 年

* 設置管理条例ごとにカウントするため、施設数の合計は 19 施設。

* 指定期間の () は、指定管理者制度導入年月日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。〔公の施設〕

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。〔不当な利用拒否の禁止〕

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。〔不当な差別的取扱いの禁止〕

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。〔公の施設の設置及び管理〕

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。〔公の施設の廃止等〕

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。〔指定管理者制度〕

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。〔条例で定めるべき事項〕

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。〔指定の期間〕

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。〔議会の議決〕

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。〔指定管理者の事業報告の義務〕

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。〔利用料金制度〕

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。〔承認料金制度〕

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。〔指定管理者に対する監督〕

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。〔指定管理者の指定の取り消し及び業務停止命令〕

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。〔審査請求〕

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。〔議会に諮問の上、裁決〕

3 議会は、[前項](#)の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。〔意見の期限〕

4 普通地方公共団体の長は、[第 2 項](#)の規定による諮問をしないで[同項](#)の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。〔議会への報告〕

白井市指定管理者選定審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）第11条の規定により、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の担任する事務)

第2条 審査会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消しについて審査すること。
- (2) 指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べること。

(組織及び任期)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第1号の指定管理者の候補者の選定に係る審査は、非公開とする。

(参考意見等の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

委員の構成	委員の定数
学識経験を有する者	3人以内
公の施設の管理に関する附属機関その他の期間の代表者	1人以内
市民（公募委員）	1人以内
市の副市長の職にある者	1人以内